

○中間市ネーミングライツ事業実施要綱

令和4年4月27日告示第70号

中間市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が所有する公共施設（以下「施設」という。）の運営及び維持管理に要する財源を確保し、当該施設の魅力及びサービスの更なる向上を図るため、施設に対する命名権を付与し、その対価を得る中間市ネーミングライツ事業（以下「ネーミングライツ事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 施設の愛称を命名する権利をいう。
- (2) ネーミングライツ・パートナー 市からネーミングライツを付与され、その対価を支払う契約を締結した法人をいう。
- (3) ネーミングライツ料 ネーミングライツ・パートナーがネーミングライツの対価として支払う金銭をいう。

(基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 ネーミングライツに基づき愛称が命名されたときは、市は、愛称を積極的に使用するものとする。ただし、条例等に定める施設の名称については変更しないものとし、必要に応じて、愛称ではなく条例等に定める施設の名称を使用することができる。

(応募資格)

第4条 次に掲げる業種又は事業者（広告代理店等の代理人により応募する場合は、当該代理人を含む。）は、ネーミングライツ事業に応募することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関する業種及びこれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関する業種及びこれに類似する業種
- (3) たばこ（電子たばこを含む。）に関する業種の事業者
- (4) 商品先物取引に関する業種
- (5) ギャンブル（競輪その他の公営競技、宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条第1項に規定する当せん金付証票をいう。）及びスポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券をいう。）を除く。）に関する業種
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- (7) 申込時に法令等に違反している事業者
- (8) 市税その他使用料等を滞納している事業者

- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の威力又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を利用するなどしている事業者、暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者及び暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している事業者
- (10) 特殊結社団体等又はこれに関連する事業者
- (11) 投機の商品に関する業種
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続の開始の決定を受けて終了していない事業者
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの
（愛称の基準）

第5条 ネーミングライツに基づきネーミングライツ・パートナーが命名する愛称は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、名誉毀損若しくは差別をするもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張に類するもの
- (6) 青少年の健全育成を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 第三者をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
- (8) 公衆に不快の念を与えるもの
- (9) 出資者又は出資金を募集するもの
- (10) 氏名その他の特定の個人を示すもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、施設の愛称として適当でないと市長が認めるもの
（対象施設）

第6条 ネーミングライツ事業の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、市長の管理に属する施設のうちから市長が決定する。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該施設の一部を対象施設とすることができる。

2 市長は、指定管理施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせている施設又は現に管理を行わせていないが、同条第6項の規定による指定管理者の指定の議決があった施設をいう。以下同じ。）を対象施設としようとするときは、あらかじめ指定管理者と協議しなければならない。

（募集）

第7条 市長は、ネーミングライツ事業を実施するときは、ネーミングライツ・パートナーを公募するものとする。ただし、市長が公募によることが適当でないと判断する対象施設については、公募によらないことができる。

2 前項の規定による公募は、市ホームページ及び広報紙への募集要項の掲載その他の方法によるものとする。

3 前項の募集要項には、対象施設ごとにネーミングライツを付与される期間、ネーミングライツ料その他必要な事項を記載するものとする。

(申込み)

第8条 ネーミングライツ・パートナーになろうとする者は、ネーミングライツ事業申込書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 印鑑証明書
- (3) 市税に滞納がないことを証明する書類
- (4) 当該法人の事業の概要が分かる書類
(ネーミングライツ・パートナーとなる者の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次条に規定する委員会に諮った上で当該申込みの内容を審査し、対象施設ごとにネーミングライツ・パートナーとなる者を決定するものとする。ただし、申込者のいずれもが第4条及び第5条の規定に照らしてネーミングライツ・パートナーとして適当でないとき認めるときは、ネーミングライツ・パートナーとなる者を決定しないことができる。

2 市長は、前項の規定によりネーミングライツ・パートナーとなる者の採否を決定したときは、ネーミングライツ事業採用・不採用決定通知書(別記第2号様式)により申込者に通知するものとする。

(委員会の設置)

第10条 ネーミングライツ事業に関して審議するため、ネーミングライツ審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 対象施設の候補を選定すること。
- (2) ネーミングライツ事業の募集要項を策定すること。
- (3) ネーミングライツ・パートナーの候補者を選定すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ネーミングライツ事業に関すること。

3 委員会の庶務は、建設産業部建設課において処理する。ただし、審議を効率的に行うために必要があると認めるときは、委員会は、その全部又は一部を審議の対象となる施設を所管する部署に処理させることができる。

(委員会の組織)

第11条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、建設産業部長、総務部長、市長公室長、財政課長、企画課長、都市計画課長及び建設課長をもって充てる。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議の対象となる施設を所管する部長及び課長並びにネーミングライツ事業に関して専門的知識を有する職員を委員に任命することができる。

2 委員会に委員長を置き、建設産業部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会の会務を総括する。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第12条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事のうち決議を要するものについては、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議において指定管理施設のネーミングライツ・パートナーの候補者を選定するときは、指定管理者の意見を聴かなければならない。

5 委員長は、前項に規定する場合のほか、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(契約の締結)

第13条 市長は、第9条第1項の規定によりネーミングライツ・パートナーとなる者に決定した者との間で、速やかにネーミングライツ事業に関する契約を締結するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第14条 ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ料を市の発行する納付書により、年度ごとに一括で納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、ネーミングライツ・パートナーと協議の上、支払方法、納入額、納入時期等を別に定めることができる。

(ネーミングライツ・パートナーの決定の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツ・パートナーの決定を取り消すことができる。

(1) 指定した期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。

(2) ネーミングライツ・パートナーが、法律、条例等に違反し、又はそのおそれがあると市長が認めるとき。

(3) ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的な信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定によりネーミングライツ・パートナーの決定を取り消したときは、ネーミングライツ取消決定通知書（別記第3号様式）によりネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。

3 第1項（第4号を除く。）の規定によりネーミングライツ・パートナーの決定が取り消されたときは、前条の規定により既に納入されたネーミングライツ料は、返還しない。

(費用負担区分)

第16条 ネーミングライツ事業の実施に当たり、市ホームページ及び広報紙その他の文書の作成に係る費用は市が負担し、その他の費用はネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、ネーミングライツ・パートナーとの協議により、費用負担区分を変更することができる。

3 契約期間満了及び契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(指定管理者との協議)

第 17 条 指定管理施設においてネーミングライツ事業を実施するときは、愛称の使用について市長、指定管理者及びネーミングライツ・パートナーとの間で協議しなければならない。

(中間市屋外広告物条例の遵守)

第 18 条 市長及びネーミングライツ・パートナーは、対象施設等への愛称の表示については、中間市屋外広告物条例（平成 27 年中間市条例第 8 号）の規定を遵守しなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（第8条関係）

年 月 日

中間市長 様

所在地
申込者 法人名
代表者氏名 ㊟

ネーミングライツ事業申込書

中間市ネーミングライツ事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

対象施設名		
フリガナ 愛称案		
ネーミングライツ料	円（年額/税込）	
希望期間	年 月 日から 年 月 日まで 年間	
応募の動機		
業種		
業務内容		
連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	
希望する条件等		

【添付資料】

1. 登記事項証明書
2. 印鑑証明書
3. 市税に滞納がないことを証明する書類
4. 当該法人の事業の概要が分かる書類

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないか福岡県警察折尾警察署に照会されることに同意します。

第 号
年 月 日

様

中間市長

印

ネーミングライツ事業採用・不採用決定通知書

年 月 日付けで申込みがありましたネーミングライツ事業について、次のとおり決定しましたので、中間市ネーミングライツ事業実施要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 採用
	<input type="checkbox"/> 不採用 (理由)
対 象 施 設 名	
フリガナ 愛 称	
ネーミングライツ期間	年 月 日から 年 月 日まで 年間
ネーミングライツ料	円 (年額/税込)

第 号
年 月 日

様

中間市長

印

ネーミングライツ取消決定通知書

年 月 日付け 第 号で採用の決定をしたネーミングライツ事業については、次の理由により取消しを決定しましたので、中間市ネーミングライツ事業実施要綱第 15 条第 2 項の規定により通知します。

なお、既に納入されたネーミングライツ料については、中間市ネーミングライツ事業実施要綱第 15 条第 3 項の規定により返還しません。

また、当該採用取消しによる契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、中間市ネーミングライツ事業実施要綱第 16 条第 3 項の規定により、ネーミングライツ・パートナーの負担となります。

施 設 名	
取消年月日	年 月 日
取 消 理 由	